

農業と環境との関係について

1. 農業の自然循環機能及び農業と環境の関係

(1) 農業は自然を相手とする産業であり、環境に対して健全な農業生産活動を通じて多面的機能の発揮等により環境にプラスの働きかけを行う面

農業生産活動のあり方が物質循環を基本とする農業の特性や発揮を妨げている面や、環境に過度の負荷を与え、人の生活環境や営農環境に支障を生じさせている等環境にマイナスの働きかけを行う面があり、更に

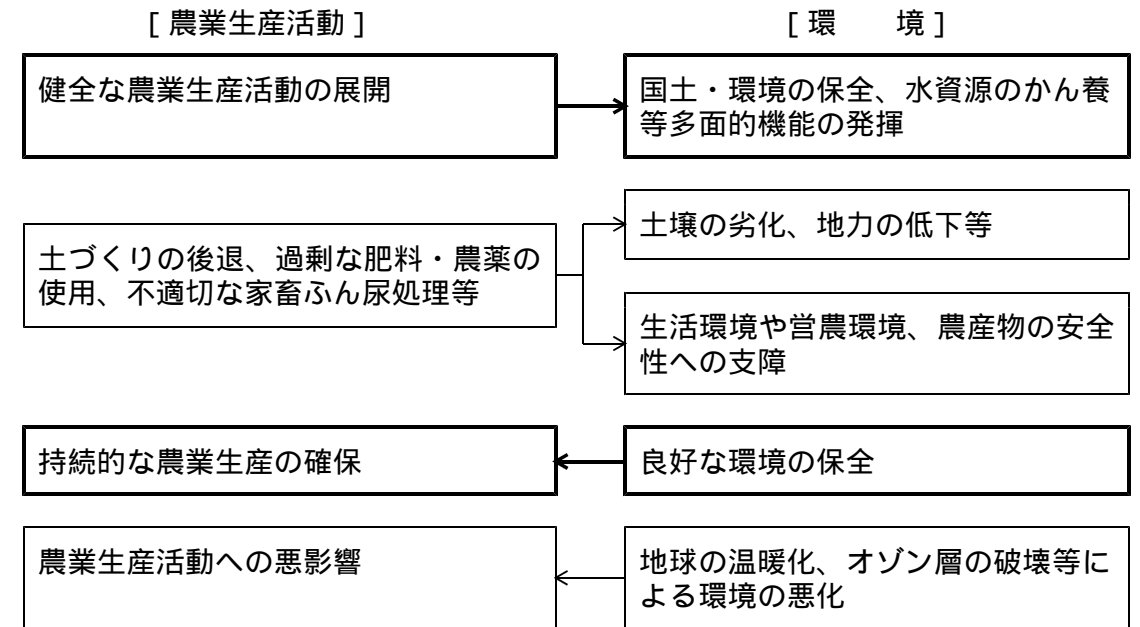
農業自体が環境の影響を強く受ける面があるという多面的な関係にある。

(2) 農業は元来、健全な土壌や水によって育まれる生物の営みの上に成り立つ産業であり、自然の有する循環機能を活用しながら営まれるもの。

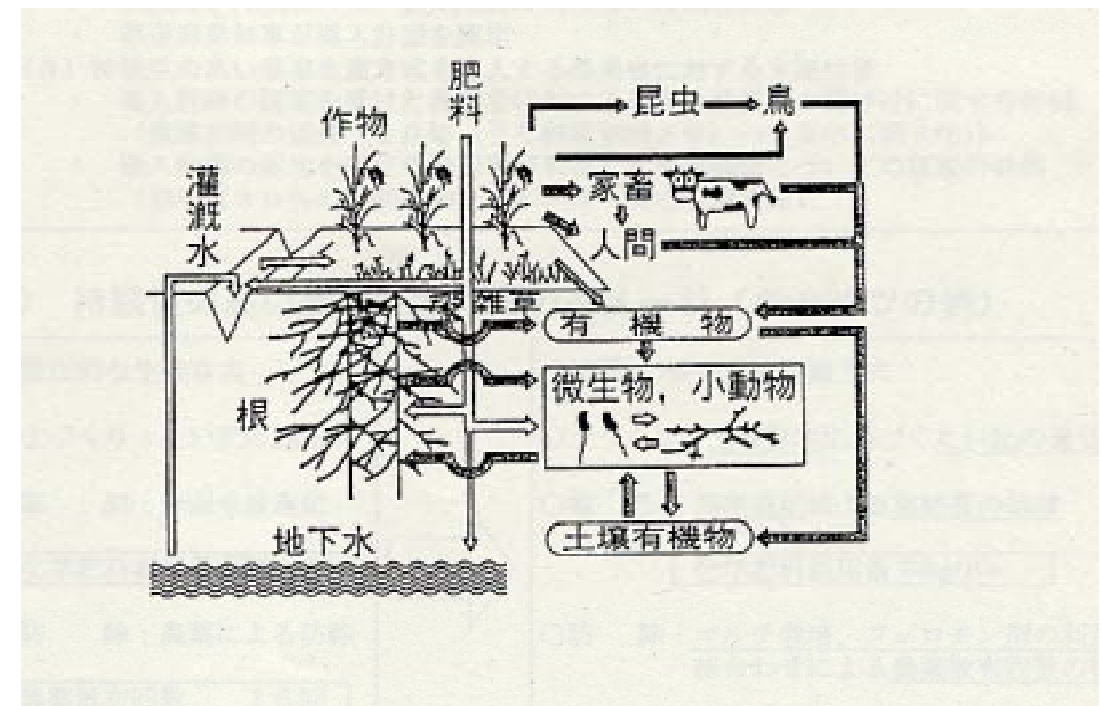
(3) 農業と環境の関係は複相的であり、農業が環境に対してマイナスの影響を与えている面もあるが、農業は、基本的には自然循環機能の活用を基礎に、環境と調和しつつ持続的に発展し得る産業。

(4) 現行の、生物多様性国家戦略においては、適切な農業の活動を通じて環境保全能力の適切な維持を図るため、環境保全型農業の推進に取り組むこととされているところ。

農業と環境の関係



農業の自然循環機能



・持続性の高い農業生産の推進

1 . 食料・農業・農村基本法の制定

平成11年7月に公布・施行された食料・農業・農村基本法においては、農業の多面的機能の重要性や、農業の持続的な発展を図るため、望ましい農業構造の確立等と並んで、農業の自然循環機能の維持増進が必要なことが定められている。

2 . 持続農業法の制定

農業が土、水、生物等によって成り立つ自然の循環機能を生かして、持続的に発展できるという本来の物質を十分発揮できるようにするため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」が平成11年10月に施行されたところ。

平成12年8月に全国環境保全型農業推進会議において、持続農業法に基づく認定農業者の愛称を「エコファーマー」と決定。平成13年9月末現在、エコファーマー数は3,513名。

食料・農業・農村基本法（抜粋）

（多面的機能の発揮）

第三条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

（農業の持続的な発展）

第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

（自然循環機能の維持増進）

第三十二条 国は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）の概要

- (1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針
 - ・ 都道府県が持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定
 - ・ 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化
- (2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画
 - ・ 農業者が持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成
 - ・ 都道府県知事が導入計画を認定
- (3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置
 - ・ 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金の貸付けに関する特例（償還期間の延長（10年（うち据置期間3年） 12年（同3年））
 - ・ 導入計画の認定を受けた農業者が取得した農業機械についての課税の特例（初年度30%の特別償却又は初年度7%の税額控除）

持続性の高い農業生産方式のイメージ（キャベツの例）

慣行的な生産方式

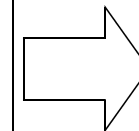
土づくり：たい肥の施用

施肥：全面全層施肥

化学肥料施用量 25kg/10a

防除：農薬による防除

農薬散布回数 15回



持続性の高い農業生産方式

土づくり：土壌診断に基づくたい肥の適切な施用

施肥：局所施肥による施肥量の低減

化学肥料施用量 20kg/10a

防除：マルチ栽培、フェロモン剤の利用等の組み合わせによる農薬散布回数の低減

農薬散布回数 8回

3 . 今後の取組

(1) 環境保全型農業の一層の推進

生産現場における取組を幅広く支援するため、たい肥供給施設、土壌診断施設の整備等を一層推進するとともに、新たな肥料の開発、天敵の利用による総合的病害虫管理技術の開発等の試験研究を実施。

(2) 農業部門における生物多様性の適切な評価のための指標の検討

現在、OECD農業・環境合同作業部会（JWP）において、農業が環境に及ぼす影響を客観的に評価するための手段として農業環境指標の検討が進められているところであり、このような議論に積極的に対応。